

## 介護保険サービス事業者等に対する行政処分について

指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者に対し、平成31年4月8日付で次のとおり介護保険法（以下「法」という。）に基づく指定の一部の効力を停止する処分を行いました。

### 1 対象事業者

- (1) 法人名 医療法人翔洋会
- (2) 代表者 理事長 小林 俊二
- (3) 所在地 いわき市小名浜南富岡字富士前 41

### 2 対象事業所

| 名 称                   | サービスの種類                            | 所 在 地             |
|-----------------------|------------------------------------|-------------------|
| 医療法人翔洋会 訪問介護薬師前       | 訪問介護<br>介護予防訪問介護相当サービス<br>生活援助サービス | いわき市小名浜南富岡字薬師前5-1 |
| 医療法人翔洋会 デイサービスセンター薬師前 | 通所介護<br>介護予防通所介護相当サービス             |                   |

### 3 処分の年月日

平成31年4月8日

### 4 処分の内容

指定の一部の効力停止（新規利用者の受入れ停止）

### 5 効力の停止期間

平成31年5月1日から平成31年7月31日までの3か月間

### 6 処分の理由

#### (1) 訪問介護薬師前（訪問介護）

##### ア 運営基準違反（法第77条第1項第4号）

居宅サービス計画に沿ったサービス提供が行われていなかった。

##### イ 不正請求（法第77条第1項第6号）

実際には出勤していない従業者の名前で作成した虚偽のサービス提供記録をもって、介護報酬を不正に請求し受領した。

#### (2) 訪問介護薬師前（介護予防訪問介護相当サービス及び生活援助サービス）

##### ア 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号）

一体的に運営されている訪問介護事業所において、運営基準違反及び不正請求が行われていた。

#### (3) デイサービスセンター薬師前（通所介護）

##### ア 不正請求（法第77条第1項第6号）

利用者に対するサービス提供の実態が、短時間もしくは食事のみであったにもかかわらず、長時間のサービス提供を行ったとして、介護報酬を不正に請求し受領した。

（裏面に続く）

(4) デイサービスセンター薬師前（介護予防通所介護相当サービス）

ア 法令違反（法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号）

一体的に運営されている訪問介護事業所において、運営基準違反及び不正請求が行われていた。

7 不正利得の徴収（返還金及び加算金）について

法第 22 条第 3 項の規定により、介護報酬について返還させるべき額（返還金）を徴収し、当該返還金に 4 割を乗じて得た額を加算金として徴収する。

返還金については今後精査することとなるが、概ね 15 万円程度になる見込み。